

平成22年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成22年3月15日（月曜日） 午前10時00分開議

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | 議案第 1号 | 中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 2号 | 中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 3号 | 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第19号 | 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第20号 | 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第21号 | そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第22号 | 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 7号 | 中頓別町民センターの設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 5号 | 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の制定について |
| 第10 | 議案第 6号 | 小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第11 | 議案第 8号 | 中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第12 | 議案第 9号 | 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第13 | 議案第11号 | 中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第14 | 議案第12号 | 中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第15 | 議案第14号 | 中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第16 | 議案第15号 | 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第17 | 議案第16号 | 中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 第18 | 議案第18号 | 中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例の制定について |

- 第19 議案第13号 中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例の制定
について
- 第20 議案第17号 中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例の制定につい
て
- 第21 議案第10号 中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 第22 議案第4号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利
用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第46号 中頓別町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第24 議案第47号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第25 議案第37号 平成22年度中頓別町一般会計予算
- 第26 議案第38号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
- 第27 議案第39号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
- 第28 議案第40号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計予算
- 第29 議案第41号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
- 第30 議案第42号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計予算
- 第31 議案第43号 平成22年度中頓別町下水道事業特別会計予算
- 第32 議案第44号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
- 第33 議案第45号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 参 事 | 石 川 篤 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 神 成 和 弘 君 |

まちづくり	小林生吉君
推進課長	
産業建設課長	奥村文男君
産業建設課参事	中原直樹君
保健福祉課長	竹内義博君
保健福祉課主幹	吉田智一君
教育次長	柴田弘君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君
南宗谷消防組合	
中頓別支署長	吉田行博君
こども館館長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第3号のとおりです。

なお、審議は議案番号順になっておりませんので、日程表に基づいて行われますので、議案の準備については十分気をつけて準備をしていただきたいと思います。

（午前10時00分）

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第1、議案第1号 中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案1ページです。議案第1号 中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について。

中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を別紙のとおり制定する。

内容でございますけれども、去る3月2日に稚内市におきまして総務省が定める定住自立圏構想推進要綱に基づきまして稚内市が中心市の宣言を行っております。これに先立ちまして、2月19日に管内首長会議におきましてこの中心市宣言に掲載される連携する意思を有する町村ということについての協議を行い、本町もその意思を表明しておるところでありまして、同宣言の中にその町村名として本町の名前も記されているところであります。この要綱におきましては、最終的には特別交付税等による支援があるということでありまして、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経た協定を結んでいるということが条件になるというものであります。よって、今後この中心市宣言をもとに本町と稚内市においてこれに関する協定を結んだ場合、この協定を議会の議決に付すというための条例制定であります。

本文を朗読いたします。

定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 条例については結構だと思うのですが、条例制定をする

ということはこれらの領域のいろんな領域があるわけですが、どの領域が想定されるのか、その辺の説明あったほうがいいかなと思いますので、今考えていることについてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 先ほど申しあげました稚内市が3月2日に行いました中心市宣言書におきましては、先ほど申しあげた定住自立圏の要綱に基づきまして3つの柱ごとにこれまで各町村で協議をしてきた項目が載っております。1つは、生活機能の強化ということでありまして、これに関しましては産業振興、医療、福祉、教育、文化、環境、防災その他というふうになっています。この中で、産業振興の分野におきましては宗谷の豊かな資源等を活用した食のブランド化や周遊観光というようなことについての規定がありまして、特に広域的な観光の取り組みというようなことについてなど本町としても協定の可能な領域というふうに考えております。また、きのうも一般質問の中でも議論がありましたけれども、有害鳥獣対策、こういったものも連携可能な分野ではないかということでもあります。その他教育、文化であるとか環境等についても同様に広域での取り組みが可能な分野というふうに考えているところです。

2つ目の柱であります結びつきやネットワークの強化ということにおきましては、地域公共交通、それから道路等の交通インフラの整備などが項目として挙がっているところです。バスを核とする地域公共交通やインフラ整備、こういった分野においても連携可能な領域というふうに考えております。

それから、3つ目の圏域マネジメントの能力評価ということで、人材の育成、人的交流というようなことが記載されております。これにおきましても既に稚内市の職員研修を管内で活用するというような取り組みをしているところでもありますけれども、さらにこういった分野を広げていったり、一層の交流というものを図っていくということも可能な領域というふうになっております。

いずれにいたしましても、今申しあげた3本の柱ごとにそれぞれ協定可能な項目をさらに詰めて検討していくことになるというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 特別交付税が交付されるという今お話があったのですが、それについてもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） これは、中心市と、あと協定を結ぶ側の町村でそれぞれ金額は違うのでありますけれども、本町の場合、結ぶ側については最大1,000万というふうに言われております。先ほど申しあげました協定に基づきまして、実際に実施する事業における町村としての負担額、これが特別交付税の算定基礎になるというものであります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号 中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第2、議案第2号 中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第2号 中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例の制定について、奥村産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 奥村産業建設課長。

○産業建設課長(奥村文男君) 議案第2号 中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例の制定について。

中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例を別紙のとおり制定する。

9ページで制定の要旨を記載しておりますので、ご説明いたします。中頓別町農業協同組合では、農家戸数の減少等により生乳生産量が減少傾向にある中、酪農経営の生産性の向上と農家個々の生産意欲を高めるために新たな取り組みの一つとして生産基盤の拡大をする組合員に対し規模拡大支援資金の貸し出しを行い、その貸付利息の一部を助成することが決定されております。このことから、中頓別町といたしましても貸付利息の一部を助成し、農業後継者等の生産意欲の向上と安定した農業経営の育成を図るため本条例を制定し、支援するものでございます。

5ページ、読み上げてご提案いたします。

中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例。

第1条、目的、この条例は、生乳生産力及び生産基盤の向上を目指す酪農経営者が、中頓別町農業協同組合が独自に実施する規模拡大推進支援資金(以下「支援資金」という。)を借り入れた際に生じる利子に対して助成を行い、酪農振興の発展を図ることを目的とする。

第2条、助成対象者、助成の対象となる者は、中頓別町農業協同組合の組合員である農

業者とする。

第3条、助成対象事業、助成の対象となる事業については、別表のとおりとする。別表、7ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第4条、助成金の額、助成金の額は、前条に規定する事業に係る貸付金の利子で、毎年12月1日から翌年11月30日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く）の総額を、年間の日数で除して得た金額とする。）に対する基準金利利子額の2分の1以内の額とする。

第5条、助成の期間、助成を行う期間は、貸付実行日から5年以内とし、支援資金の借入は平成22年度から24年度までの3ヵ年とする。

第6条、助成金の承認申請、助成金を受けようとする農業者は、支援資金の貸付決定を受けた後、すみやかに中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成金承認申請書（第1号様式）を、中頓別町農業協同組合代表理事組合長（以下「組合長」という。）を経由し、町長に提出しなければならない。

第7条、助成金の承認、町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、承認するものとする。

2項、町長は、助成金の承認をしたときは組合長を経由して、その旨を申請者に文書をもって通知するものとする。

第8条、助成金の交付申請等、助成金の交付を受けようとする農業者は、組合長に交付申請、請求及び受領に関する権限を委任し、委任を受けた組合長が、町長に交付申請及び請求し受領するものとする。

第9条、助成金の交付、町長は、毎年1月末日までに交付申請書に基づき助成金を交付するものとする。

2項、助成金を交付された組合長は、速やかに委任を受けた農業者に交付するものとし、その旨を文書にて通知しなければならない。

第10条、委任、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行し、平成30年3月31日にその効力を失う。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 条例そのものについては全く問題ないと思っています。私も支持します。ただ、この条例の、条例というよりこれは農協さんが規模拡大推進支援資金貸し出し要領に基づいてのものだということになっているわけですが、これは農協さんとしても初めてだと思うのですが、農協さんが考えたこの要領の作成段階から町が入ってこの条例策定を考えていたのか、または全く考えなかったのだけれども、要領ができて町に依頼してきたのか、その辺の過程を伺っておきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村産業建設課長。

○産業建設課長（奥村文男君） この支援につきましては、農協が独自に要綱を制定して実施をしております、町に要請がございましたのは今年の12月にこの要綱を制定したので、町にも支援をお願いしたいということでの要請があったものでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ということは、基本的なこと伺いますけれども、では農協は独自で利子補給する予定だったのですね、貸し出し制度と。それとも、農協は考えないけれども、全部個人に任せるというつもりでやったのですか。その辺よくわからないのです。この助成するというこの条例行為はそのことはいいのだけれども、農協は初めから町の助成を当て込んだ内容だったのか。だとすると、この要綱策定段階から町の意味が入っていないとおかしいと思うので、その辺ちょっと整理してください。

○議長（石神忠信君） 奥村産業建設課長。

○産業建設課長（奥村文男君） 農協におきましては、農協独自で融資額の一部について組合員に対して無利子で助成をする、5年間全額助成をするという考え方のもとに農協でこの要綱を作成しております、農協については町が助成をしないということであれば農協独自に全額5年間無利子で助成をするという考えを持っているということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号 中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町酪農生産規模拡大推進資金利子助成に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、議案第3号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第3号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第3号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の趣旨につきましては、19ページに記載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。平成22年4月1日から施行される労働基準法の一部を改正する法律を踏まえて、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律が公布されました。このことにより、一定時間を超える時間外労働についての、大変申しわけありません、これ割引となっていますが、割り増しなので、訂正お願いします。割り増し率が引き上げられることになり、月60時間を超える超過勤務に関する超過勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給にかえて正規の勤務時間においても勤務することを要旨しない日、または時間（超勤代休時間）を指定することができる制度が新設されたところであります。上記に関連して、給与条例第11条に超勤代休時間関連の条文を追加するものであります。このほか給与条例第12条については、休日法を祝日法に改め、文言を整理させていただきました。第15条の管理職手当に副看護師長を追加する整理を行ったところであります。これらの関連の条例改正となったところであります。

それでは、改正内容について13ページの新旧対照表に従いましてご説明いたします。まず、中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例であります。第8条の2に今回新たに加えました超勤代休時間に関する規定として2項にわたり加えたところであります。第10条においては、休日の代休に関する規定で、休日勤務した場合その休日にかわる日を指定することができますが、指定する日については従前からの休日を除くこととなり、今回規定された超勤代休時間が指定された勤務日も休日同様に指定できる日から除く規定を加えたところであります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

続いて、職員給与条例の一部を改正する条例ですが、条文の中で中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を勤務時間条例に改め、第11条の時間外勤務手当において新たに第3項から第5項を追加するもので、第3項においては月に60時間以上となった場合の1時間当たりの割り増しが100分の150に、それから午後10時から翌日午前5時までは100分の175となることを規定したものであります。

第4項では、60時間を超えて勤務した時間に対し超勤代休時間を指定した場合、その分について超過勤務手当の支給を要しない規定を規定しているところであります。

第5項では、再任用短時間勤務職員に関する規定について改正したところであります。

第12条においては、休日法を祝日法に改め、文言を整理させていただきました。

第15条では、管理職手当の支給対象に副看護師長を加えたものであります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 月60時間を超える超過勤務という実態は、かなりあるのかどうか。それから、手当を支給するかわりに代休を指定することができるということですが、またそういう事態になったときに代休を指定されて、代休を本当にとれるのかと言ったらおかしいのですけれども、とりやすい環境にあるのかどうか、その点伺います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 現実的に申しまして今60時間を超えるような時間外を申請するものはございません。

それと、代休の関係でありますけれども、正直なところ全体として代休制度を利用する形をそれぞれの課においてとっておりますし、現実的には対応している課も実際にはございますので、その辺はそれぞれの所管課の中の実情に合わせて対応させていただいているというところでありますし、今回の超勤代休時間の指定につきましてはあらかじめそれを申し出る形になりますので、そこは我々使うほうと職員との関係の中で協議した中で決めていくという形になっております。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 条例内容という以上に、こういう規定を定めるに当たってかなり課の間での勤務時間の偏りがあるのではないかと思いますので、その点やはりしっかりと見直しをかけるような取り組みをされたほうがいいのかなど感じます。そういうものを見過ごしたままでこういった条例だけ定めても、結局何の意味合いも持たないのかなと思いますので、その辺取り組んでいただければと思っています。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今のもう一度その辺中身について、そういうふうに課の均衡を図るべき……

○議長（石神忠信君） 時間外の偏りがあるのでないかということ、それで均衡図ったらいいのでないかと。

○総務課長（遠藤義一君） それぞれの課において勤務時間、確かに時間外の関係ばらつきはありますので、その辺については全体的な見直しをかけることも必要だと思いますので、そういう対応を検討していきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 副看護師長を追加するということですが、副看護師長という管理職を新たにつくった目的と伺いますか、副看護師長の役割というものを伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今病院の看護師の数等を踏まえて、全体として今看護師長だけで看護師部門の統括をしているわけですがけれども、全体の人数を含めていった場合1名での対応となると非常に比重が大きくなりますので、全体的な看護を見る上で副看護師長を制定する中で目配り等々、勤務対応等についても対応していくというふうな考え方を持って今回副看護師長を管理職として定めていきたいということでもあります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議案第19号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第19号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、竹内保健福祉課長に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 81ページをお開きください。議案第19号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案内容につきまして改正の要旨で提案の内容をご説明させていただきます。85ページをお開きください。次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援し、健康で安心して暮らすことができるよう子育て支援施策として満15歳までの子供たちに対し医療費の無料化を図り、疾病の早期発見、早期治療を促進し、子供たちの健康の向上と福祉の増進、子育て世代家庭の経済的負担の軽減を図るために中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

本文を朗読いたします。

中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満12歳」を「満15歳」に改め、同条第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条第3号を削る。

第6条中、「受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額」を「基本利用料、食事療養標準負担額」に改め、ただし書きを削る。

第7条第2項中「3年以内」を「1年以内」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（医療費助成に関する経過措置）

2項、平成22年3月31日までの医療費の助成については、なお従前の例による。

以上、議案第19号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案の内容のご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） この条例、大変すばらしい条例だと思うのです。特に所得制限もなく、乳幼児、15歳までの子供たち全員に対して行われる助成だと思うのです。しかしながら、助成は保護者からの申請に基づき行うものとなっていては、この申請は1回だけ行えばいいのでしょうか、それとも病院にかかる都度申請を行うのでしょうか。所得制限とかなくて全部の乳幼児だったら、特に申請というものが要るのかなという気もするのですけれども、この申請の仕方についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 医療費の助成につきましては、申請ということで、例えば病院が中頓別町ばかりでなくてほかの町村の病院等にかかる場合もありますので、そういう場合は町のほうではなかなか把握するのは難しいということで、本人の申請に基づき助成をするという形をとらせていただいております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 質問する私もちょっと勉強不足なので、こんなこと聞いていいのかわからないのですけれども、6条の助成から除く部分で基本利用料ありますよね。食事療養や何かは、どっちにしたって口にするものなので、それはいただきますよというのわかるのです。この基本利用料を免除から除いた考え方というのはどういうことなのか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 基本利用料につきましては、例えば初診料等がございますけれども、これに対しては1回ということでありまして、これは本人負担をしていただくという形になると思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） そういう形になると思いますではなくて、それを残す意味。だから、初診料といえど医療費の一部でしょうと私は思うのだ。だから、医療費を無償にするのなら、初診料も無償にするのが考え方としては妥当なのかなというふうに私は一般的に思ってしまうのだ。だから、それをあえて基本利用料は負担していただくのだという考え方はどこに根拠があるのだということです。それを聞いているのです。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） とらえ方としましては、あくまでも初診料につきましては医療行為というとらえ方をうちのほうではしておりませんでした。そういうことで初診料につきましてはあくまでも本人負担と。ただ、医療を行ったその医療費につきましては、町のほうで助成するという考え方であります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 今の初診料でちょっと私もびっくりしたのだけれども、それは理由をつければそういうことになると思うし、だからまた再診料の場合もどうなるのかということも聞こうかなと思ったりしたのだけれども、問題はせつかく無償にしようという町の厚意でしょう、思いやりでしょう。だから、そういうことであれば病院にかかったもの、ただ、今言った食事は、これは通常の自己負担分というのではこれはわかります。だけれども、それ以外の病院にかかった分、例えば病院で特別物買ったとか特別な薬をもらったとかというのなら別だけれども、通常の病気でかかった医療費は全部払ってやるという形がやっぱり親としても住民としてもいいなど。何かちょっとでも払わないほうが得みたいな意識がどうも見え隠れするのだ。それではせつかくの行政の思いやりが、サービスが生きていけないような感じするのだけれども、町長さん、これどうですか。金額的には大したものではないと思うのだけれども、初診料自体は。いかがでしょう。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私もこの基本利用料というのですか、この中身については熟知をはっきり言ってしておりません。それで、一部負担金については今まで580円、これも乳幼児医療費等では除外をした残りを助成をしていると、道の制度ですね。そういうことで、この580円については一部負担は町が持ちなさいと、こう指示をした。あと、基本料金だとか食事療養標準負担金の中身についてどういう中身なのだと担当に私も聞きましたけれども、なかなか担当もはっきりわからなかったです、はっきり言って。それで、私は今まで乳幼児医療費、3歳までについては2割負担の全額助成をしておりましたから、ただ全額助成をしていた中でも一部負担金580円はもらっていたと、本人が払っていたと、こういうことで580円は免除したと。免除というか、助成をすることに決めたと、

こういうことでありますから、今の状況の中で個人負担が基本利用料として出てくるのかどうかと私ははっきり言ってそこまで熟知していません。今担当課長が言ったら、初診料について基本料金を指すのだというような話ありましたから、そういうことなのかなと今初めてわかりましたけれども、ただそういう意味では基本利用料が本当にどうかということをもうちょっと勉強させていただいて、もしか初診料の1回分のそれであればそのぐらいは何とか助成をするということも踏まえて改正をするということも検討させていただきますので、この部分についてはもうちょっと時間をいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 無料化と言っているのだから、本人はかからないと思ってしまうからね。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 今の町長の話で大体そこら辺はわかりましたけれども、それはぜひきのうも私声高々に言ったつもりだから、そこら辺はきちっとやっていただきたい。無料化できちんとしてほしいなというふうに要望しておきたいと思います。

それで、そういうことできちっとやるということになると、例えば事務の関係で仕事のほうがやりやすいのかなという気がするのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 全部無料にしたら事務余りかからぬでないかということです。

○保健福祉課長（竹内義博君） 今議員さんから言われましたけれども、全部無料にすれば全額そのまま事務の手間は省けますけれども、ただ内訳の中にこれは幾らという形で明記されていますので、例えばその分を助成から外したとしてもそんなに手間は変わらないと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今の関係について今お話ししたとおりの状況で、私も内容の熟知をしておりません。そういうことでありまして、もう少し時間をいただきたいと思います。なお、もしかしたら3月中に臨時議会をやって、税の日切れ法案の議会の議決が必要になる可能性もありますので、それまでに調査勉強させていただいて、もしかその時点で今言ったような初診料のことであれば助成を追加をすると、削除すると、そういうことも検討してみたいと、このように思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第5、議案第20号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第20号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長(竹内義博君) 86ページをお開きください。議案第20号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案内容につきましては、改正の要旨で提案の内容をご説明させていただきます。89ページをお開きください。身体障害者福祉法施行規則の一部改正により、肝臓機能障害が新たに身体障害者の認定基準に追加されたことに伴い改正するものであります。

それでは、本文を朗読いたします。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和53年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」に改める。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、議案第20号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について提案の内容をご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 肝臓機能障害ということで大変私も身近に感じるような文言が入っているのですけれども、これはやっぱり医師の診断書をもって判断するということになるのですか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 身体障害者の申請の手続関係がありますけれども、あくまでも医者診断書をもとに宗谷支庁、道のほうにうちのほうから提出するという形になります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、議案第21号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第21号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案90ページをごらんいただきたいと思います。議案第21号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正要旨につきましては、95ページにありますけれども、昨年自然学校の宿泊体験ができるよう改修を行い、受け入れが可能になったことに対応し、事業運営の収益性を改善

するための使用料改正というものであります。

91ページにお戻りいただきたいと思います。そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

第8条中「別表」を「別表1から別表4」に改める。

それと、大変申しわけありません。本日議案の誤りがありまして訂正したことについておわびを申し上げたいと思います。

それで、別表につきまして、別表を別表第1とし、次のとおり改める。

別表1の内容でありますけれども、宿泊体験料に関する規定ということであります。昨年11月に常任委員会の調査をいただいたときに資料として提出したときから若干宿泊料と体験指導料の2表にあります表記の仕方が変わっておりまして、宿泊体験料には基本的には体験指導料込みで料金設定をしたというものでありまして、金額の微調整も行っております。宿泊体験料につきましては、宿泊料の宿泊体験料につきましては大人3,000円、高校生2,000円、小中学生が1,500円。括弧内でありますけれども、体験指導を伴わないで独自の研修で宿泊施設として活用する場合ということになりますけれども、大人1,500円、高校生1,000円、小中学生700円という規定で、冬期間は500円を追加するという規定であります。キャンプにつきましては、基本的に施設の敷地内において体験指導のもとに行う、グラウンド等を利用してキャンプを行う場合というものであります。

それと、11月の時点ではカヌーに関しての規定が別にあります。これ別表2のほうの関係なのですが、先にちょっと別表2のほうを説明したいと思いますが、これは日帰りの体験の場合ということで3時間以内と3時間を超えて6時間までの場合、あとそれを超えた場合の超過料金という規定になっておりまして、3時間以内につきましては大人1,000円、高校生400円、小中学生300円となっておりますけれども、これが指導内容としてカヌーの場合につきましてはこれを2,000円、1,600円、1,200円とするものであります。3時間を超えた場合等については、下表のとおりであります。

これに伴いまして、別表1の宿泊料においてもカヌーが伴う場合については今申し上げたカヌー加算がされるということを規定した備考欄の説明になっております。あと、基本的には宿泊使用については4名以上の使用ということについても備考欄の中に記載をしております。あと、(5)でありますけれども、15名以上の団体に関する団体割引も追加をいたしております。

それと、別表3につきましては、年間体験料というものを新たに設けまして、できるだけ多くの方に年間を通して利用していただきたいということから、年間大人3,000円、高校生1,500円、小中学生1,000円という登録をした上で体験指導料についてはかからない。もし宿泊を体験した場合については、体験指導に関する部分を控除した額で宿泊もできるというような規定になっております。

それと、別表4につきましては、施設使用料でありますけれども、これは今回、後で町民センター等の料金改正が提案される予定でありますけれども、基本的にこれに準じた形で1時間当たりの料金という形で新たに設定をし直しをしております。基本的には研修室につきましては町民センターの和室に対応し、多目的ホールにつきましては小頓別のホールに対応し、あと調理室、暖房、ガス器具等の料金についても町民センターの料金と同額にして制定をするということであります。

今申し上げましたように新たに3表を加えた全体4表で自然学校の新たな使用料とするものであります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げます、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 料金のことなのですが、ちょっと減免規定がどこだったか見当たらないのだけれども、これは減免規定は整理されているのでしょうか。このままでいくと一般の研修、子供たちの研修であっても相当時間数が必要なもので、高上がりになるかなと思わざるを得ないのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 減免の規定につきましては、今回改正されていない部分に規定がありまして、基本的には町民センターと考え方が同様な団体を規則のほうで指定して、割引率もそこで定めているものであります。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） こういった宿泊という部分で定めているのですが、実際当直等々の関係というのは見通し、ルール等、担当スタッフへの部分など少し具体的に詰めた話ができているのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） スタッフの体制につきましては、新年度もことし同様の体制でいかなるを得ないということでありまして、できるだけ宿泊研修の頻度を上げたいということはあって、その辺の体制整備も考えていかなければならないところがあるのですが、現状では今いるスタッフに交代で休みをとってもらったり等々の仕組みの中で運用していくという考え方でありまして。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 給料や待遇については、なかなか現場のスタッフが苦勞する部分はあるかと思えます。ただし、もし何かあった場合こういったサポートができるかとか、こういったセーフティーネットができているのかとかいうところがかなり心配で、夜の時間で何か問題が起きてしまったとき、かなり現場スタッフの身分等々の保障がなければ

苦勞するのではないかと思うので、早急にその辺も整えていっていただいて、この金額しっかりといただくような対応をしていただければと思っていますので、そこをお願いを強くしておきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ご指導ありがとうございます。経営計画というものを定めておまして、その中で危機管理運営体制等についてもしっかりと整備をしていくという考え方に立っておりますので、今ご指摘いただいた点について対応していきたいと思っています。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 新しい試みですから、いろいろ初めは心配もあるし、大変だと思うのですが、やっぱりこの施設運営についてはびっしり利用がある場合とたまにしかない場合とでは本当に違ってくると思うのです、スタッフの対応も。ただ、ここやっぱり一般的には教育施設と見られがちだと思うのです。一般の青年の家だとか、ましてユースホステルでさえ教育施設という位置づけがされているのです。そういう施設には必ず専門指導員、青年の家等では専門の指導員がいる。それから、ユースホステルであればペアレントという指導を兼ねた保護者がいるというようなことになっているので、それがつけられないところの施設だというふうにとらえると、今言った安心、安全の面で相当な配慮をしなければならない。それがみんな、3人ですか、スタッフ、で賄おうとすると大変なのかなと思うのだけれども、その辺、つい先日も札幌のグループホームの認知症の老人たちを1人の職員が泊まってなんていったら何か事態が起きたら絶対に救助なんかできるわけがないような、そういうことになるのです。ですから、その辺も含めて覚悟というか、先ほど言ったように毎日のようにきちっとした人数で利用がある場合とそうでない場合との対応の仕方は当然変えていかなければならないのだけれども、その辺を課長どう思いますか。職員に、場合によってはたくさんいたときには人をふやすとかいろいろあるかとは思っているのだけれども、それふやす人だって今の現職員の中からふやすことになると思うので、本当にみんな大変な思いをするのでないかと思いやられるのだけれども、その辺課長どう考えていますか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今前段にお話があったように、利用度によってその体制の組み方というのはやっぱり変わってくるというふうに思っています。昨年定めた危機管理マニュアル等で火災時だとか事故発生時どういう対応するかということについては、スタッフの中で確認、共有して当たってきています。これをさらに具体的に宿泊のケースにおいてももう少しきちんとした複数のケースを想定した上でどういう対応していくのか、今言ったように宿泊が多くなって複数の体制が必要な場合、場合によっては我々行政側も支援することも含めてことしについては乗り切っていくながら、次年度以降の体制をどうするかというふうな考え方を実際にやりながら検証していくというふうな1年にした

いと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第22号

○議長（石神忠信君） 日程第7、議案第22号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第22号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案96ページをお開きいただきたいと思います。議案第22号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の趣旨につきましては、99ページにあります。これは、昨年行われました監査委員さんからのご指摘で、山村交流施設の指定管理の中に大畑山展望台のことが含めて入っていたと。それが不適切というご指摘がありました。それに対応いたしまして、改めて今

回この大畑山展望台を町営公園の一つとして位置づけ、公の施設としての適切な管理を今後行っていくための改正というものであります。

97ページにお戻りいただきたいと思います。中頓別町公園の設置及び管理等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

第2条の表に次のように加える。

名称、大畑山展望台公園、位置、中頓別町字上駒。

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 指定管理者から外して町営の公園と位置づけたのはわかるのですが、具体的にではこの管理をどういう形でやるのかちょっとお聞きしたいのと、この全文がないので、ちょっと判断できないのですけれども、ほかの現在現行で上がっている公園の管理が、先ほどちょっと休憩中に聞いたとき管理先がばらばらみたいなので、そこから辺きちっと条例の中で整理されているのかどうか、その2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今回の条例として設置した大畑山展望台公園につきましては、22年度におきましてはこの管理に関する予算については別建てにしております。21年度までにつきましては、観光協会に公の施設ということではなくて観光の情報発信というようなことから位置づけられた中でこの清掃等の管理を行ってもらおうというようなやり方をしております。22年度におきましては、本来であればこの指定管理料から切り分けて、この公園の管理費を積算した上で改めてこれに関する業務委託を図ることが必要になるかということでもありますけれども、正直この公園の清掃の状況とかというのものもある程度定期的ではあっても明確になっていないところがありました。それで、22年度におきましては観光施設の整備、管理等に関して観光協会に緊急雇用でお願いするというようなことも予定しておりますので、その中でこれらに関する管理を、基本的には直営という形になるかと思っておりますけれども、やっていきたいというふうに考えているところであります。

それと、この公園条例に関して設置されている公園が全部で4つありまして、ご指摘のとおりそれぞれ管理委託先が異なっておりますのと、このうちの公園の寿公園に関してだけは指定管理という方法で管理をしている形になっております。それに関する規定につきましては、条例の中でも規定されているところです。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ちょっと認識不足で、先に聞いておけばよかったなと思って今悔やんでいるのですが、改めて私聞くのですけれども、私の無知なせいかもしれませんが、

大畑山というのは町のものだとは思っていなかったのです。いつ買ったのかなど。それから、あの施設も町が建てたことも知らなかったのです。その辺のことを皆さんわかっているのかなと思って、今。それで、この面積的にいって、あれが町有地なのでしょうけれども、この公園の管理面積はどのくらいあるのですか。そして、大畑山展望台って何か個人の名前の、大畑さんの山につくったからということなのだろうけれども、それでは町が何かやるのは変だなと思うのだけれども、その辺ちょっと解説してください。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） ちょっと今何年度かということについては手元に資料がないので、後で公園の面積等含めて資料を提供させていただきたいと思っておりますけれども、これは林道に関する事業として整備する際、土地についても町有地として取得をした上で、そこにある施設等も町の事業で整備を行ったものであります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 土地につきましては、寄附で町がいただいているということでありまして。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、議案第7号 中頓別町民センターの設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第7号 中頓別町民センターの設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 議案第7号 中頓別町民センターの設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町民センターの設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

改正要旨なのですが、別にお配りいたしました教育委員会所管の社会教育施設の条例案の見直しについてという資料を見ていただきたいのですが、これ以降の社会教育の関係施設の条例関係の部分にかかわるものですから、一括ここで基本的なところをご説明申し上げます。

背景については記載のとおりでありますけれども、20年度の監査委員さんの決算監査、昨年の7月31日において町民センターの設置条例の第2条の目的に公民館活動とあるが、内容を整理する必要があるかとの意見や、また昨年の9月の町議会の一般質問で社会教育施設の料金等の質問があったことから、社会教育施設すべての条例規則を見直したものであります。

見直しに当たっての基本的な事項でありますけれども、まず1点目として条例、規則等とも各条項、内容を統一していきたいと。それから、その中で使用時間や休館日については条例で定めていく。それから、使用料金については、区分料金を定めている施設については1時間料金、1時間当たりの料金を基本としたいと。それから、使用料金の減免の細部については規則で定めたいと。それから、申請許可様式は規則で定めたい。それから、最後ですが、社会教育施設等はすべて平成22年の4月1日から禁煙としたいと、こういった基本的な事項を立てまして、それぞれ作業に着手をいたしました。

3番目の関係機関、団体等からの意見聴取、昨年の1月の12、13日、文化協会、体連からの意見聴取を行いまして、町民センターの運営審議会にことしの1月5日、諮問いたしましたして、14日に説明、29日に答申を受けております。また、社会教育委員会への諮問も同日で行いまして、説明を1月15日、答申を1月29日にいただいたところであります。それに基づきまして教育委員会議のほうで12月の10日、1月の18日、2月の17日ということで答申案についての協議、条例改正案についての協議を行ってきております。

具体的にこの資料の3ページを見ていただきたいのですが、町民センターの現行制度と改正案、右側が現行で、左が改正案ですが、それと議案の37ページに改正の要旨がございます。これと2つあわせてご説明いたします。まず、第1条関係ですが、全体的には字句の整理を行いました。第1条、目的に第2条の設置目的の文言を加えまして、公民館活動の字句は昭和53年度の公民館から町民センターが設置された経過を踏まえまして、社会教育法第5章の公民館の機能を継承し、実際に実施している社会教育、生涯学習の活動の名称に改め、字句を整理させていただきたいということであります。

それから、第2条関係についても字句の整理でありまして、第2条の見出しの設置を名称及び位置に改めまして、設置目的は第1条の目的に含める。

それから、第3条、第4条関係でありますけれども、第3条、第4条を削ると。第3条、

運営審議会の設置及び第4条の審議会の組織では、料金改正に関する意見、町民センター、小頓別多目的集会施設の利用状況の報告等が協議されているが、平成15年度の料金改正時の審議会以降の会議が開かれていなかったという状況であります。このことは反省しなければなりません。運営審議会の当初の目的は達成されたため、人口の減少や効率性などを勘案し、この運営審議会を社会教育法に基づき審議する社会教育委員会に移行していきたいということで削除したいということであります。

それから、第5条関係については、条の繰り上げ、字句の整理で、第5条、職員を第3条に繰り上げて、字句の整理をしております。

第5条の次に第4条として使用時間及び休館日を追加しております。使用時間につきましては、9時から22時、休館日は毎週月曜日と年始年末で現行とは変わっておりません。

それから、第6条関係ですけれども、条の繰り上げ、字句の整理を行っております。第6条の使用の許可を第5条に繰り上げて、使用申請書、許可書の様式は規則で定めるため文言を削り、申請書の事前提出日を加えております。

それから、第7条、第8条関係ですが、条の繰り上げと字句の整理です。第7条、記載事項の変更を第6条に、第8条、施設等の使用制限を第7条、使用の制限に繰り上げ、字句を整理しております。

それから、第9条関係ですが、第9条は削ります。第9条、施設等の毀損及び亡失の届け出は、改正案第12条の賠償の責任に組み込むために削るものであります。

それから、第10条関係ですが、条の繰り上げと字句の整理を行っております。第10条、使用料の額及び徴収等を第8条に繰り上げ、ただし書きに超過料金の徴収を加えております。

第11条から第13条ですが、条の繰り上げと字句の整理、第11条、使用料の減免を第9条に、第12条、使用料の返還を第10条に、13条、使用者の義務を第11条に繰り上げて字句を整理しております。

それから、第13条の次に追加をしております。13条の次に12条、賠償の責任を追加しております。

14条、15条関係ですけれども、条の繰り上げと字句の整理を行っております。14条、権限の委任等を第13条に繰り上げ、第15条を第14条に繰り上げて字句の整理を行っております。

別表関係ですが、第10条の別表ですが、10条を別表第8条に改めまして、使用料金につきましては午前9時から12時、午後12時から17時、夜間17時から22時の区分単価を1時間単価とするということで、ここにつきましては別に配りました1枚の紙のほうで若干説明させていただきたいと思っております。町民センターの使用料金の改定検討資料というのをお配りしているのですが、1枚物です。これでちょっと中身を説明させていただきます。

まず、使用料金の改正の視点でありますけれども、現行料金に対してまずそれぞれ1時

間当たりの単価を午前、午後、夜間を出しております。基本的には午後が午前より安い料金で設定されていたと。それから、夜間が午前より安い料金で設定されている室が多いということの状況でありました。料金改正の視点でありますけれども、あくまでも室の料金を変えるということで、放送設備以下については現行料金を踏襲したいという考え方があります。午前と午後の差をつけず、1時間当たりの単価としたいと。それから、夜間は午前、午後より高く設定する。超過料金は、午前、午後、夜間よりも高く設定すると。割り増しの規定を明確にするという視点であります。

そこで、料金を1時間当たりの単価とした場合の2番目の使用改定検討案ですが、昼間の料金を9時から17時にしまして、それぞれ現行の料金の午前、午後を比較すると午前のほうが高い料金になっていますので、その高い料金をすべて9時から17時の1時間当たりの単価に設定していきたいと。夜間料金につきましては、その1.1倍、1.2倍、1.3倍を出しておりますが、現行と若干比較して1.1倍が妥当だろうということで、夜間については1時間当たりは1.1倍、それから超過料金については夜間より高くしたいということで1.2倍、そういった形で設定をしております。それから、円は切り捨てまして、10円単位としております。料金改定の中で、出演控室について今回は料金の中から除いております。社会教育委員会議や、それから各団体の説明の中でした段階で、出演控室については完全に通路になっていて、個別の料金を取るのはふさわしくないのではないかというご意見もありまして、その部分については出演控室は実質はもう通路となってしまうということ、ステージへ行く通路になっているということ、今回その料金から省かせていただきたいということでもあります。

以上、簡単ですけれども、そういう形で現行料金を1時間当たりの単価にしたいということでもあります。

それと、もう一点、物品の販売及び入場料を徴収するときの使用料金10割増し、町外は20割増し、これも入場料金500円取っても5,000円取ってもそういった10割増し、20割増しということになりますので、この文言を最後の備考欄のところの3番目、商品の宣伝、展示、即売及び興行等の営利、営業を目的として使用する場合は使用料の10割増し、町外は20割増しとするということに改定したいということでもあります。一応簡単ですけれども、料金改定の部分はそういった状況であります。

議案の38ページに戻っていただいて、今説明した部分につきましてはすべて別表の様式についてこの紙で説明いたしました。

あと、様式第1号、様式第2号については、規則で定めるために削るということでもあります。

改正要旨の説明をもって本文の朗読を省略させていただきまして、附則ですが、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 全体的には問題ないと思うのです。どうしても聞かなければならないのは、実はこの町民センターができたとき私がこれつくったのです。それは、まず旧第2条、公民館活動と社会福祉の増進に寄与するため、これが社会教育、生涯学習の活動、社会福祉の増進に寄与すると。これは、使う側にとっては全く影響ないし、問題ないのだけれども、教育委員会、今公民館活動ってどういうふうな理解していますか。まず、それから伺おうと思うのですが、知っているとは思うのだけれども、公民館活動というのは施設に与えられた名称だけではなくて、社会教育全般に言われていることですが、また例えば走る公民館だとか車で活動している、あるいは施設はないけれども、青空公民館活動だとか、そういった理念があるわけです。公民館以外で補助の関係で町民センターと言ったり、生活改善センターと言ったり、いろんな意味で建てたのは今と言う文科省の公民館補助もうなくなったのだったかな、これは非常に率が悪いと。本当は公民館で建てたいのだけれども、他の昔の国土省だとか厚生省だとか農林省なんかのこういう施設のほうが率がいいとみんな食いついたのです、金がない自治体はみんな。それで、そういう施設を何ていうかという、公民館類似施設というのです、公に言っている言葉は、おわかりだと思っただけだけれども。そういうように基本的には公民館である、公民館を建てたい、しかし公民館法で言う公民館の助成は少ないから別なものを借りてやろうということをやった。私も当時の公民館長だったけれども、公民館を建ててくださいと言っていたけれども、公民館の純然たる補助ではとてもとても建つ様子がないということで国土庁と厚生省の合体施設として町民センターを建てた。これも大変苦勞したのです、本当は。しかし、理念は公民館を建てるということでの理念で当時の朝日町長と建てたのだけれども、これを簡単に公民館の用語をなくしてしまうというのには、感情的な面も若干あるにしても、これは基本理念を知っていないのでないかという感じをしてしまうのです。改めてお聞きしますけれども、公民館活動というのはどういうふうに押さえていますか。今でも公民館法は存在しているわけですね。それを踏まえてお答えください。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 私も今回の改正に基づいていろいろと調べて具体的にわかった部分もありますので、至らないところはちょっとご指導いただきながら進めていきたいと思いますが、お答えしていきたいと思いますが、社会教育法の第5章の公民館という状況、もともとこの社会教育法については公民館法がかわった名称になって社会教育法ということで改正した経過がございますので、公民館という位置づけについては相当この社会教育法については位置づけが公民館法と言われているゆえんであろうかと思えます。第22条に公民館の事業が載せられております。この事業の中には6点ほどそれぞれ事業として行うことが載せておりますので、こういった部分についてはそれぞれ今までも町民センターを使いながら事業を実施してきているところでありまして、例えば1項でいいますと定期講座を開催すること、2項でいいますと討論会、講習会、講演会、実演会、展示会な

どを開催すること、3項でいいますと図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、4項でいいますと体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、5項でいいますと各種の団体、機関等との連絡を図ること、6項ではその施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること、これが第5章の公民館でやる事業の位置づけでありますし、目的、それから設置者、それから運営方針、それからもし町が公民館を建てた場合の基準等もこの法律の中ですべて出ております。そういった部分を含めて社会教育法の中で位置づけられております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） きちっと勉強していたなと思うのです。その法律からいって、今は社会教育法ですけども、その法律からいって公民館、または公民館活動というのは、法的にきちんと位置づけられているというふうにとらえられるわけです。そこで、あえてこの公民館活動を削って社会教育に変えた、名称を変えたという理由は、基本的な理由は何でしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 決して公民館活動自体を否定するような形ではなく、現実的に町民センターの中で行われている活動に名称を変えることによってより利用の仕方も増すという、増すというか、より強力に今後推し進めていきたいという思いもありますし、また現実的にそういった言葉を使うことによって、公民館を否定するわけではないのですが、より利用度を高める方策も講じていきたいということで、また監査委員さんからのご指摘もありましたので、ちょっと検討して、そういう形にしていきたいということでありませう。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 公民館活動を抜いて社会教育を載せれば利用者がふえるなんていうのはとんでもない間違いで、それは教育次長は何か答えなければならないからそういう言い方をするでしょう。それも認めませう。でも、問題は監査委員から指摘されたということでしょう。監査委員は、知らないから指摘したのでしょう。公民館って何だかわからないで言ったのではない。そういう監査委員に対してきちっと教育の専門家であれば理解させるのが本来ではない、教育長。それは、やっぱり教育の領域をきちっと押さえる教育委員会としては当然のことで、公民館といったら今どき公民館ないのに変ではないなんていうような発想だと思ふのです、監査委員は。違ったら私謝りますけれども、そういう教育行政のプロとしての姿勢がちょっと問われるのだけれども、教育長ちょっと答えてください。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 文言の関係でございますが、決して公民館という言葉がなくなったから公民館そのものを先ほども言いましたように否定するものでも何もなく、施設そのものというのは規模的に個人宅等でそういう実施をすることが難しい団体活動、そ

う人方を指導することを目的として、またなおかつ社会教育法上、それと社会教育団体への活動を支援する施設というふうにとらえております。その中には当然社会教育法上必要なものでありますから、社会教育法上の先ほども次長言いましたその中の第2条に公民館がうたわれているということで、決して公民館の活動を否定するものではないというふうにとらえていただければと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん、4回目になります。特にあれば。

○3番（東海林繁幸君） いや、私が言っていることに答えていないから。否定しているなんて言っていない、だれも。

○議長（石神忠信君） そしたら、立って、正式に。

○3番（東海林繁幸君） いいですか、済みません。

私は、教育次長も教育長も社会教育活動を、いわゆる公民館活動を否定しているから社会教育の言葉にしたのだろう、公民館活動をなくしたのだろうとは言っていないです。変えた理由は何ですかということを知っているのです。しかも、その一つの理由が監査委員から指摘された、だからそのときに何できちっと公民館活動、社会教育法からいって何らそれはおかしくないのだという説明するのがあなた方ではないのですかと知っている。それをしなかった理由とこの変えた理由は何ですかと知っているだけの話。だから、否定なんかしていたらとんでもない話。教育委員会なんか要らなくなる、そんなもの、否定してしまったら。だれもそんなこと知っているわけではない。その辺よく答弁のほうで気をつけてください。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 公民館活動という字句が生涯学習、社会教育施設の社会教育の活動という名称に変わったからといって決して公民館活動ではないということではなくて、よりそういう名称を使うことによってより現実的な、現実と言ったら失礼ですけども、実際にやっている活動とマッチするのではないかと、合うのではないかとということで名称を変えたいということでもあります。

○議長（石神忠信君） 教育長。

○教育長（米屋彰一君） 実際公民館という名称というか、公民館活動をしながら名称が生涯学習センターだとかいろんな名称実際使われているところがあります。それで、ここで言われている公民館という文言はなくなったのですが、そこにかわる社会教育、生涯学習の活動、それから社会福祉の増進という文言を入れて、実際に社会教育という大きなくりの中で公民館活動もしていくということのとらえで、一般に公民館というのは実際にはないのだけれども、なかなか理解されにくい部分もあるのですけれども、それらを社会教育、生涯学習ということでその中に入れていただくということで、今回その言葉を削除して変えたということをご理解いただきたいと思うのですが。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 資料でいただいている町民センター減免規定別表、これについて

て質問してもよろしいでしょうか。この資料の一番最後の43ページなのですけれども、改正案、免除50%、減免規定別表ですね。そこの免除の3番目に町老人クラブ連合会及び加盟団体と出てきております。ここでは以下に掲げる各団体が本来の目的のため使用するときは、使用料を免除するということだけれども、老人クラブ及びその加盟団体は単に新年会、忘年会で使用しても免除となるのでしょうか。その確認と、老人クラブにはある一定の年齢に達したからといって町民の方が全部加盟していらっしゃるとは限らないと思うのです。加盟したくないという方もいらっしゃるのではないかと思います。そのあたりを老人クラブに加盟していないから、あなたたちのグループは免除になりませんということになるのかどうか。一定以上の年齢の方は老人クラブに加盟している方々と同様に免除をしますよとかそういうふうにはならないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） お答えいたします。

まず、免除規定そのものにつきましては、使用料金をいただく特例でありまして、公共性が高いとかそういった条例の中にも位置づけておりますが、そういった部分で免除、減免をしていくということでありまして、ですから、一般的に公共的な団体等についてはここで言う規則において免除規定をつくっております。また改めて新年会、忘年会に使用する場合については、今までもそうなのですが、単にそれだけでは公共性が高いとは言いつらい部分もございまして、ただ活動を否定するわけではございませんので、誤解を招かないようにしていただきたいのですが、あくまでも公共性の高いものに対する減免規定でありますから、そういう意味ではそこに書いてあるとおり新年会、忘年会は除かせていただきたいと。

また、老人クラブ連合会加盟団体の活動については、この町民センターが老人福祉センターとして設置した経過を踏まえて今までも免除してきているところもありますので、それは継続していきたいという考えであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 老人福祉センターとしての役割を持つのであれば、老人クラブ連合会、老人クラブに加盟しているかどうか別に、その団体に加盟しているかどうかは別に、加盟はしていないけれども、何人かのグループで町民センターを利用したいというときも加盟している団体と同じような扱いにならないのでしょうか。それとも、必ず団体に加盟しなければ料金の免除、減免は認められないということですか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 公共的な団体になるかならないかという部分の議論もあろうかと思いますが、公共的団体がやはり当然減免させる上での規定として載せられておりますので、そういう団体に加盟していただいて使っていただくということが前提かと思いません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 中頓別町民センターの設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町民センターの設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第9、議案第5号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第5号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 柴田教育次長。

○教育次長(柴田 弘君) 議案第5号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の制定について。

中頓別町立学校施設の使用に関する条例を別紙のとおり制定する。

先ほど町民センターのほうで具体的な条項等の部分、関連する条例として一括説明させていただきました。この学校使用条例も特に体育館を一般開放して利用させておりますので、そこに絡む部分を含めて今回条例を改正いたします。また、改正するに当たりましては、それぞれ学校等との協議もしながら進めてきております。

26ページの条例案を朗読して説明とかえさせていただきます。

中頓別町立学校施設の使用に関する条例。

中頓別町立学校使用条例(昭和30年条例第16号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)に基づき、学校教育上支障がない限り、中頓別町立学校の施設(以下「学校等」という。)を社会教育その他公共のために使用させるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用時間)

第2条 学校等を使用できる時間は、8時から21時までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第3条 学校等を使用しようとする者は、規則で定める学校等使用(変更)申請書(以下「申請書」という。)を使用する7日前までに提出し、町長の許可を受けなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、この期限によらないことができる。

2 町長は、前項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認めるときは、規則で定める学校等使用(変更)許可書を交付するものとする。

(記載事項の変更)

第4条 前条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が申請書の記載事項を変更しようとするときは、前条の手続により町長の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第5条 町長は、管理上必要があると認めるときは、第3条の許可について使用の制限、その他必要な条件をつけることができる。

2 町長は、次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

1号、集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。

第2号、学校等を使用する者が公共及び風俗を害し、公益上不適当と認められるおそれがあるとき。

第3号、町長は、次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は取り消すことができる。

第1号、使用申請内容と使用内容が異なるとき。

第2号、許可の条件に違反したとき。

第3号、公益上、やむを得ない事由が生じたとき。

第4号、使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

第5号、使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別表の区分による使用料を許可の際納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 公用及び公益事業による学校等の使用で、町長が相当の理由があると認める場合、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

第1号、使用者の責によらない理由により使用することができなくなったとき。

第2号、使用前に使用の許可の取消し又は変更の申出をなし、町長が相当の理由があると認めるとき。

第3号、第5条第3項第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

第2項、使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復し返還しなければならない。

第3項、使用者が前項の義務を履行しないときは、それに要した費用を支払わなければならない。

(賠償の責任)

第10条 使用者は、故意又は過失により学校等を損壊し、又は滅失したときは、速やかにその旨を町長に届出し、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(権限の委任等)

第11条 この条例に定める町長の権限は、教育委員会に委任する。

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 大変申しわけありません。今までこうやってきた中で、特にここに使用料というやつが出ているのですが、今まで学校と学社連携などといいながらいろんな部分で地域だとかそういった部分で学校の体育館なりなんなり使ってきた経過があるのですけれども、今までの中でこういった部分で使用料だとかそういったものは定まっていないから取っていなかったということで解釈してよろしいのか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 今体育館の条例改正した時点でこの学校の体育館も使用料の定めをしておりますので、今までどおり使用料はかかって、変えておりません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 中頓別町

立学校施設の使用に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町立学校施設の使用に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で午後1時まで暫時昼食のため休憩にいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第6号

○議長(石神忠信君) 日程第10、議案第6号 小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第6号 小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 柴田教育次長。

○教育次長(柴田 弘君) 議案第6号 小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の制定について。

小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

先ほど町民センターの中で中身的な部分含めて統一する条例等申し上げましたので、改正の要旨については省かせていただきます。

30ページ、小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例。

小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例(昭和55年条例第28号)の全部を次のように改正する。

第1条は、目的であります。

それから、第2条は、名称及び位置であります。

第3条は、職員であります。

第4条は、使用時間及び休館日であります。

第5条は、使用の許可であります。

第6条は、記載事項の変更であります。

第7条は、使用の制限であります。

第8条は、使用料の額及び徴収であります。

第9条は、使用料の減免規定であります。

第10条は、使用料の返還であります。

第11条は、使用者の義務であります。

第12条は、賠償の責任であります。

第13条、第14条は、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第8条関係については、使用料の料金改定を記載しております。

また、先ほど町民センターの議会説明資料の中の背景のところにも第2条の目的に公民館活動とあるが、内容を整理する必要がないかとの意見ということに記載いたしました。あくまでも監査委員の文書での指摘事項ではなく、決算審査の中の教育委員会条例、規則の整理が必要でないかという話の中でこういった話もされたということで記載したもので、あくまでも公民館活動の字句の整理については教育委員会の判断でやったということをご承知おきいただきたいと思います。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 1点、第3条でちょっとお聞きしたいのですが、全く地元の施設でありながらわからないのですけれども、施設に館長のほか必要な職員を置くことありますけれども、これはどういうことかちょっと、説明をお願いします。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 第3条の職員については、規則のほうで館長は教育長が当たると。必要な職員については、教育グループが当たって、管理人を置くということで規則で定めて設置しておりますので、条例の中では具体的にはだれが当たるかは出ておりませんが、規則でそれぞれ出しております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 実は、この条例ではなくて、教育次長先ほどのことの説明の間違いについてありました。これはよかったと思うのですけれども、結局そういう先ほどの町民センターの説明のようなことになると、私もそういうふうにとらえてしまうとそんなことを言う監査委員というのは非常に非常識だなと逆に私は思ったし、そういう意味で監査委員を指摘したこともありましたが、私もそれは取り消しますから、そういう説明の仕方は二度としないようにしてください。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 小頓別多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、議案第8号 中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 39ページです。議案第8号 中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

40ページをお開きください。中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例。

中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例（昭和60年条例第27号）の全部を改正する。

第1条は、目的であります。

第2条は、名称及び位置であります。

第3条は、職員であります。

第4条は、開館時間及び休館日であります。

第5条は、入館の許可であります。

第6条は、入館の制限であります。

第7条は、入館料の額及び徴収であります。

第8条は、入館料の減免であります。

第9条は、入館料の返還であります。

第10条は、賠償の責任であります。

第11条、12条は、権限の委任であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表については、記載のとおりであります。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 入館料のところですけども、団体割引があるようなのですが、その団体の人数、20人以上となっています。この場合は20人というふうに決めなければならないわけがあるのでしょうか。スキー場のほうでは団体扱いは10名以上となっているわけですけども、それぞれの施設によって団体の扱いを何人にするかというのがばらばらなのですけども、どういう理由からでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） お答えいたします。

郷土資料館については、今本多議員さんが言われたように20人以上ということで、今までの部分を特に変える必要がないという判断でそのままにしておいているのですが、詳しくこの20人にした経過については私のほうも調べておりませんので、ちょっとお答えすることはできませんが、過去に設置したときのところで団体の人数の定め方について調べなければちょっとお答えするができないものですから、後ででも調べてご報告したいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 今の関係私も社会教育やっていた時点で決めたこともありまして、その背景には学校の児童数、また学級の児童数、学年の児童数の背景があったと思うのです。ですから、今学校単位でいうと20名以下というのはないけれども、学年単位でいくと完全にもう小中とも20名以下になっています。こういった背景が常にあったわけですから、もう20名というのはいくらも実態と合わなくなってきました。ですから、これは少なくとも20名以下にしたほうがいいと思いますし、これが当町の学校だけでなく他町の学校ではまだ学校全体でも8人とか9人とかというのがあるのです、近くの学校でも。だから、そういう子供たちへの配慮も考えたら、教育施設としてあるわけですから、もう少し入りやすい、例えば夏休み中にどこかの子供たちが5人なり、6人固まって来たときにも適用されるぐらいのことを考えてあげたほうが私はいいのではないかと思って、当時私どもも施設管理をしたり、こういったことを定めた側の人間としては反省をしながら、そういった意見を求めたいと思うのですが、もう一度考えていただけませんか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 今後ちょっと調べさせていただいて、それから管内の子供たちの数や何かも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） つけ加えて、先ほどの乳幼児の問題もありますし、これらはそんなに時間かからないでしょう、調べるのに。4月1日からやっぱり施行されるわけですから、もし臨時会があったとしたらこころ辺の人数というのはすごく利用する側にすれば影

響が出てくると思うので、即座にやっぱり改正するなら改正するという方向を持っていた
だきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） わかりました。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 中頓別町
郷土資料館設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 中頓別町郷土資料館設置及び管理等に関する条例の制定の件は原
案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第9号 中頓別町創作活動施設の
設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第9号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条
例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 議案第9号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関す
る条例の制定について。

中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例。

中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例（平成21年条例第3号）の全部
を改正する。

第1条は、目的であります。

第2条は、名称及び位置であります。

第3条は、職員であります。

第4条は、使用時間及び休館日であります。

第5条は、使用の許可であります。

第6条は、記載事項の変更であります。

第7条は、使用の制限であります。

第8条は、使用料の額及び徴収であります。

第9条は、使用料の減免であります。

第10条は、使用料の返還であります。

第11条は、使用者の義務であります。

第12条は、賠償の責任であります。

第13条、第14条は、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表の料金であります。

以上、簡単でありますけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） この資料のほう、配られた資料のほうの2番目、見直しに当たっての基本的な事項の1つ目として条例、規則とも条項、内容を統一するというふうに第1番目に書いてあるのですけれども、資料の最後から2枚目、A3判の大きな紙ですけれども、社会教育施設等の規則の減免細部規定、そこにいろんな施設の名前と減免規定の内容が書かれているのですけれども、内容を統一するということであれば、創作活動施設ちよっとほかの施設と違うのではないかと思います。それは、その（2）番ですけれども、中頓別町文化協会及び加盟団体が本来の目的に使用するときは使用料を免除と。ここだけがほかの施設と何かちよっと違うような気がするのです。文化協会に対してというか、体育系のもので体育連盟があるのではないかと思いますけれども、ではその体育連盟についてはどこか免除される施設があるかということではないのです。ですから、ほとんどすべての施設が全く使用料免除というのは先ほどの公共、これも公共的団体ですけれども、ほとんどないのですけれども、ここだけがちよっと特定の団体といいますか、それが免除されるということがこの内容の統一からはちよっと外れているといいますか、合わないのかなという気がしますけれども。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） まずは、創作活動施設の第1条の目的なのですが、この条例は中頓別町の芸術、文化の意識高揚を図るため設置するというので、目的で記載されているように町民の芸術、文化の意識高揚を図るために利用する施設ですよということの目的を持っておりますので、町民センターであれば町民全体がかかわる部分でありますから、減免規定の中にそれぞれの団体等が記載されますが、創作活動施設の場合はこういった目的に基づく活動をするためにつくっているものですから、その規則の中での細部の創作活動施設の免除規定についてはそういった内容になるかと思えます。

それから、それぞれの統一という考え方については、あくまでも内容を100%統一す

るという意味ではなくて、条項的に第何条はこういう目的を統一いたしますよ、けれどもその施設によっては独自の設置目的に基づく取り扱いがありますので、ちょっと余計かもしれませんが、そういった条項統一と中身の内容の部分の差異は少々あろうかと思いません。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） この目的、第1条、町民の芸術、文化等の意識高揚を図るためという大変高い理想というか、目的が掲げてあるのですけれども、この施設そのものはこのためにお金をかけて新しくつくったというわけではないと思うのです。あくまでも使わなくなった建物を何かと言ったら失礼ですけれども、有効に活用しようということではないかと思うのです。そうしたときに、この特定の団体だけが使用料免除になるかなと思うのです。この芸術、文化の意識高揚を図るという、そういう目的でなくても、多分ここは会議に使いたいとか、ちょっとした集まりを持ちたいとかというときにも使えるのだと思いますけれども、ほかの施設と同じようにはやはりできないのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） ほかの施設というと町民センターのことでよろしいのでしょうか。この創作活動施設については、旧幼稚園の建物を社会教育関係施設として使うという用途変更に基づいてその当時、町民センターとかぶさるのですが、そういった変更用途の目的もその当時社会教育関係施設でなければなかなか使い切れないということもありまして、そういう形で創作活動施設という形をとらせていただいておりますので、そういう部分では目的に基づく使用の仕方については規則の第6条の3項の中にも位置づけておりますけれども、こういった町民の芸術、文化等の高揚を図るために営利を目的としないで使用するときには使用料を免除することができるという条項がありますので、そういった活動をされる方はこのところで免除することが可能な部分も出てきますので、その使用する目的によってやはり施設というものはそれぞれ基準がありますので、そういう中で使っていければいいかと思っています。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 話聞いていたら、ちょっと受け答えが違うかなと思って、それではここで言っている9条の使用料の減免については、公用及び公益事業による施設の使用でという点では町民センターの形態とほぼ変わらない内容であると思うのです。ですから、従来から変わっているのですか、この減免の部分についての考え方。その辺だけ明確にしてくれれば今のような心配がないのではないかと。公用、公的な団体、いわゆるスポーツ団体もここで使ったって、福祉団体が使っても、そういう意味では減免の対象になるというふうに私はとらえていたのですけれども、違うのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 従来創作活動施設の減免規定というのは、明確な部分が規則の中に定められていませんでした。今回整備することによって定めることとして、できる

だけわかりやすいことで定めようということで今回第6条を定めることに規則でしました。ですから、あくまでもこの使用目的に沿った使用の仕方の減免措置という形になろうかと思っておりますので、そういう面では例えば町民センターを使うこともできますし、そういった意味ではこの創作活動というのは芸術、文化等のために使うという目的を持っていますので、そういった減免規定になろうかと思っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ですから、それは施設目的というのと使用目的は違うと思うのです。施設目的に合致する団体は減免の対象だよと、それ以外の公的な団体が使ったらだめよと言っていることと同じなのだ。そこをそうではなくて、少なくとも町民センターの減免対象になるところは、施設目的からいうと文化団体等々が一番ふさわしい団体であることはわかるけれども、公的な団体、いわゆる町民センターの使用に認められている団体、減免の対象となる団体は、この施設を使っても同様に減免の対象にいたしますよということでないのですか、実際は。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） そうではありません。あくまでも創作活動施設としての目的がありますので、その目的に対する減免という形を条例上とる必要がありますので、あくまでもここに書いてあります1項から3項及び館長が特に必要と認める場合の条項にかからなければ減免はならないという判断です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 3回目です。ここ、創作活動施設の目的ということをしごく強調されるのですけれども、それほど芸術、文化の高揚を図るそれだけに限定した目的を持って建てたというものではないと思うのです。ですから、町民センターのほうで決まっているのですから、町民センターに準ずるくらいの決め方にさせていただいたほうがわかりやすいと思うのですけれども。

○議長（石神忠信君） 教育長。

○教育長（米屋彰一君） 確かに主にとというか、文化、芸術のためにやる施設ではあるかと思っておりますけれども、基本的にはやはり町民センターと同じようにいろんな団体が使えるのがあくまでも公の施設という考えに立って、基本は町民センターと同じ考えの減免措置がとれるというふうに考えるところです。

（「教育次長の答えと違うということ。そういうふうに思っているの」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 今教育次長の答えとは違いますよね。あくまでも公の施設だから、不特定多数の人だれでもできるという解釈でいいのかな。

（「町民センターとほぼ同じということですね」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 今ちょっと次長と私の意見が食い違ったのですけれども、これ

ら教育委員会議にもう一回再度規則の部分で意見がちょっと調整とれていませんので、この辺を確かめた上で調整したいと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） だれでも勘違いやとり違いや意見の違いがあることは認めるから、それはそれでいいのだけれども、基本的に私は文化協会長という立場もあるので、申し上げますと、従来からあれができたときには確かに創作活動施設、いわゆる文化、芸術に関する団体のためのものであることは聞いています。しかし、同時に町民センターがいろんな各部屋を使うにしても管理人にいろんな点を煩わし、または手続上の問題もいろいろ問題あったりして面倒をかけることもあって、こちらの場合は申請をして許可ももらうだけでいいということもあったりして、町民センターの広さまで必要ないけれども、ちょっとした会議であれば使いやすいところもあって、例えば防犯協会という立場で私どもパトロールにも何回も使わせていただいているのです。それは、公の団体として減免の対象にさせていただいております。ですから、そういうことだとかいろんな福祉団体、自治会あたりが使うときに町民センターでなければならないと、あそこで間に合うからあそこで貸してくださいとって、だめだという形はちょっと好ましくないのです、今までのことからすると。ですから、その辺教育長と教育次長の考え方に整合性がないのだけれども、私はやっぱり教育長の答え方で決めてもらわなかったら困るなど。ほかの施設についてもやっぱり同様だと。では、武道場が剣道と柔道しかだめよ、あとのものはだめよにはならないでしょうと。これは、今までがそうだったと同時にそれが一番望ましいと思うのです。ですから、その辺もう一度整理して、何も教育委員会で話をするのではなく教育長がきちっと議会で答えてくれれば決まることですから、よろしくお願いします。

○議長（石神忠信君） 教育長。

○教育長（米屋彰一君） 先ほど言ったようにそのような方向で進めたいと考えます。

○議長（石神忠信君） 村山さん。

○4番（村山義明君） 今言ったようなことであると、目的ももう少し緩和した表現にしないと、また合わなくなるのでないですか。後になってから今度逆に、今議論している人はいいけれども、今度違う人があそこ何か違う目的で使っているのではないかと今度逆に指摘される。だから、そういうことも含めて、そういうふうにはほかのものでも使えるのであればそういうような表現、緩和した表現にしないと合わなくなると。その辺も検討していただきたい。

○議長（石神忠信君） 教育長。

○教育長（米屋彰一君） 今の件なのですけれども、柔剣道場においても柔剣道場が主とする、スポーツとかそういう柔剣道を主として、この創作活動施設においても芸術、文化等を主にするというところでうたっても、必ずしもそれ以外であっても使えないということはないわけであって、特にその目的を緩和するかそこまでは必要ないのかなという気はいたします。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第11号 中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第11号 中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 議案第11号 中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

51ページですが、中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例。

中頓別町体育館設置使用条例（昭和41年条例第23号）の全部を改正する。

第1条、目的であります。

第2条、名称及び位置であります。

第3条、職員であります。

第4条、使用時間及び休館日であります。

第5条、使用の許可であります。

第6条、記載事項の変更であります。

第7条、使用の制限であります。

第8条、使用料の額及び徴収であります。

第9条、使用料の減免であります。

第10条、使用料の返還であります。

第11条、使用者の義務であります。

52ページですが、第12条、賠償の責任であります。

第13条、第14条、権限の委任であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第8条関係については、使用料金の部分を記載しております。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第12号 中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第12号 中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 議案第12号 中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

56ページでありますけれども、中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例。

中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例（昭和59年条例第20号）の全部を改正する。

第1条、目的であります。

第2条、名称及び位置であります。

第3条、職員であります。

第4条、使用期間等であります。

第5条、使用の許可であります。

第6条、使用の制限であります。

第7条、使用料の額及び徴収であります。

第8条、使用料の減免であります。

第9条、使用料の返還であります。

第10条、賠償の責任であります。

第11条、第12条、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表に料金表を記載しております。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 目的の第1条ですけれども、この条例は農林漁業者等の健康増進施設のためとあるのです。山村とプールにつくのがちょっと不思議な気はしていたのですけれども、これ補助金か何かの関係ではないかと思うのですが、農林漁業者等ということではなく、やはり町民というふうに変えるべきではないでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） そのとおりだと思うのですが、補助の関係がありましてこの部分についてはそのまま置かせていただいたのですが、例えば補助の償還、それから起債の償還がすべて終わっていけば町民のということで当然変えていかなければならないと思いますので、ちょっと部分的にここを詳しくそれ以上のところまで詰めて精査しておりませんので、今後の課題としてちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町山村水泳プールの設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第14号 中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第14号 中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長

○教育次長（柴田 弘君） 61ページですが、議案第14号 中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

62ページをお開きください。中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例。

中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例（昭和59年条例第30号）の全部を改正する。

第1条は、目的であります。

第2条は、名称及び位置であります。

第3条は、職員であります。

第4条は、使用時間及び休館日であります。

第5条は、使用の許可であります。

第6条は、記載事項の変更であります。

第7条は、使用の制限であります。

第8条は、使用料の額及び徴収であります。

第9条は、使用料の減免であります。

第10条は、使用料の返還であります。

第11条は、使用者の義務であります。

第12条は、賠償の責任であります。

第13条、第14条は、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

料金表を別表第8条として記載しております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 先ほどの資料のほうの42ページ、減免、細部規定のところですけれども、青少年柔剣道場のところに料金表に載っています研修室（和室）についての決まりは書いていないわけですがけれども、この研修室、和室は決まりなしなのですね。こ

こにある料金表のとおりで、特に減免とかということはないのですね。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 基本的に規則の第6条の第1号で町及び町の機関が事業及び行事で使用するときは使用料を免除するということと第3号の前号にかかわるもののほか館長が特に必要があると認める場合、このところで基準としては定めております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号 中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 中頓別町青少年柔剣道場設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（石神忠信君） 日程第16、議案第15号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第15号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 66ページですが、議案第15号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

67ページですが、中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例。

中頓別町営寿スキー場設置条例（昭和55年条例第25号）の全部を改正する。

第1条は、目的であります。

それから、第2条が名称及び位置であります。

第3条は、職員であります。

第4条は、使用期間等であります。

第5条は、使用の許可であります。

第6条は、使用の制限であります。

それから、第7条は使用料であります。

第8条は、使用料の減免であります。

第9条は、使用料の返還であります。

第10条は、管理の代行であります。

68ページですが、第11条は利用料金であります。

第12条は、賠償の責任であります。

第13条、第14条は、権限の委任等であります。

済みません、附則事項が抜けていました。申しわけございません。失礼しました。附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する、済みませんけれども、つけ加えていただきたいと思えます。申しわけありませんでした。

別表、料金表を記載しております。別表1は、使用期間、時間、別表2がスキーリフトの運賃表を記載しております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 施設全般にちょっと絡むようなところなのですが、スキー場は特に町外の利用者が多いという施設で、2年前料金を上げたときに町民、町外とつけて効果を期待したということなのですが、実際問題として、全体の施設町民、町外とありますが、その考えがどうかというのはまた別の話かもしれませんが、効果としてはしっかりとしたものが出てきているのでしょうか。それとも、町民、町外という区分、全体につけている部分について大して効果がないなら見直してもいいのかなと思ってしまうのですが、その辺のお考えをちょっとお伺いします。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 効果を出す場合どのぐらいの期間で見るのかというのがちょっと、1年で見れるのか、2シーズン、3シーズンを見て効果を出すかによって若干変わると思いますが、昨年度からやりまして、今回で2シーズン目であります。もう少し実際に料金改定した場合の効果を判断する場合は、3シーズンぐらいの部分で判断させていただくのがある程度一つの目安としてはいいのかなと思うのですが、それもやり方もいろいろあるかと思えますけれども、1シーズン目の効果としましては当然料金変えて、町内、町外の利用者の関係については町外がほとんどでありますので、料金を上げたことによる町外的な収入についてはふえておりますが、利用の面の町内の部分の利用者については年々減っている状況がありますので、全体の使用料についてはほぼ例年並みという状況であります。そんなような状況でありますので、今シーズンの結果を見て、また来シーズンも含めてどうだったのかという一つの部分が3年をちょっとめどにもう一回評価していきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第17、議案第16号 中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第16号 中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 柴田教育次長。

○教育次長(柴田 弘君) 70ページですけれども、議案第16号 中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

71ページをお開きいただきたいと思います。中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例。

中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例(平成16年条例第47号)の全部を改正する。

第1条は、目的であります。

第2条は、名称及び位置であります。

第3条は、職員であります。

第4条は、使用期間等であります。

第5条は、使用の許可であります。

第6条は、使用の制限であります。

第7条は、使用料の額及び徴収であります。

第8条は、使用料の減免であります。

第9条は、使用料の返還であります。

第10条は、管理の代行であります。

第11条は、利用料金であります。

第12条は、賠償の責任であります。

第13条、14条は、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表1、使用期間、時間、休業日、別表2、使用料金表を記載しております。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。

また、先ほど附則が抜けておりましたので、大変失礼いたしました。後で差しかえさせていただきますと思います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） このテニスコートの条例は条例で何も問題ありません。ただ、1つ考えていたのですが、もうテニスコートを含めこれからもゴルフ場のやつも出てくる、いわゆる体育館もある。何かスポーツ施設管理条例みたいなもので一本化できないものなのですか、これ。その検討できるのであれば検討したほうがいいのではないかと思うのだけれども、その辺考え方としてどうなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 条例のつくり方として、まとめてその管理条例とする方法等もあろうかと思いますが、基本的には1施設1条例というのが一般的にはふさわしいのかなど。まとめてやっている条例もありますから、基本線はやはり1条例という形ですが、まとめた場合いろんな不都合が出てくるところも中には出てくる可能性がありますので、そういった部分はちょっと調査と検討していきたいと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号 中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第18号

○議長（石神忠信君） 日程第18、議案第18号 中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第18号 中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 77ページです。議案第18号 中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

78ページお聞きください。中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例。

中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例（平成12年条例第50号）の全部を改正する。

第1条は、目的であります。

第2条は、名称及び位置であります。

第3条は、職員であります。

第4条は、使用期間等であります。

第5条は、使用の許可であります。

第6条は、使用の制限であります。

第7条は、使用料の額及び徴収であります。

第8条は、使用料の減免であります。

第9条は、使用料の返還であります。

第10条は、管理の代行であります。

第11条は、利用料金であります。

第12条は、賠償の責任であります。

第13条、第14条、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表1、使用期間、使用時間、別表2、使用料金表を記載しております。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号 中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号、議案第17号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第13号 中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例の制定の件、日程第20、議案第17号 中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第13号 中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例の制定について、議案第17号 中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例の制定について、一括柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 58ページをお開きください。議案第13号 中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

59ページです。中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例。

中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例（平成14年条例第3号）の全部を改正する。

第1条、目的であります。

第2条、名称及び位置であります。

第3条、職員であります。

第4条、使用期間等であります。

第5条、使用の許可であります。

第6条、記載事項の変更であります。

第7条、使用の制限であります。

第8条、使用料であります。

第9条、管理の代行であります。

第10条、賠償の責任であります。

第11条、12条、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表に使用期間、使用時間を記載しております。

74ページをお開きください。議案第17号 中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例の制定について。

中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

75ページをお開きください。中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例。

中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例（平成8年条例第26号）の全部を改正する。

第1条、目的であります。

第2条、名称及び位置であります。

第3条、職員であります。

第4条、使用期間等であります。

第5条、使用の許可であります。

第6条、使用の制限であります。

第7条、使用料であります。

第8条、管理の代行であります。

第9条、賠償の責任であります。

第10条、11条、権限の委任等であります。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表は、使用期間、使用時間を記載しております。

簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、ふれあいスポーツ広場なのですけれども、第8条で使用料無料になっていますよね。それから、議案第17号のゴルフ練習場でも第7条で使用料は無料と。それで、双方とも使用料が無料であるにもかかわらず、指定管理者に代行できる条例があるので、使用料、利用料が入らないのに指定管理者に代行させるというのは、指定管理者の趣旨から、考え方からいっても私はちょっとそぐわないのではないかなというふうに思います。それで、東海林さんが先ほどスポーツ関連施設をやっぴり一本化すべきでないかという意見もありましたけれども、ゴルフ練習場は公園が振興公社で指定管理を受けていますので、やはり公園の一部にするとか、それからスポーツ広場においても私はいわゆる管理するといってもそれほどの大きな管理はないのだらうと思うのです。ちょっと草を刈ったりというようなことぐらいで、その期間じゅうずっとその管理を毎日しなければならぬということはないと思うので、方法として直営にして、単純業務の場合にはそ

れ委託できるということも方法もあるので、これはやっぱり指定管理者を外して直営にして、単純作業として委託するという方法をとったほうが私はきちっとした整合性がとれるようになると思うのです。それで、先ほど東海林さんが言われたようにやっぱりこれだけの本数を必要とするのかどうかということも私ちょっと本当にもう一度検証して、整理できるものは整理する、整合性のとれないものは極力整合性をとれるようにするというふうな手法をとって、今回のきちっと条例を見直したということは大変すばらしいことだと思うのですけれども、そこら辺までまだ手が回らなかったのかなということも考えられますので、ちょっとそこら辺再度検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 指定管理者のほうに無料の使用料金の施設が入っているということで、通常利益を上げる場合にすべがないということで、そういう意味では指定管理者の中にも含めるのは好ましいかということとやっぱり今議員が指摘するように好ましくないと思いますので、この辺は見直して、指定管理者のほうから見直して行って、業務の芝刈りとか清掃とかそういった業務については業務委託をかける形ででもできますので、そういう部分は整理かけていきたいと思います。

それから、一括にまとめるという部分もちょっとまだ先ほど言われたばかりなものですから、どのような形がいいのか、料金で一括するのがいいのかとか、それから施設全体を一括するのがいいのかとか、いろんな手法があろうかと思っておりますので、また条例そのものを1本ずつやって定めておいたのが基本的にいいのかということもありますから、そういった意味ではもう少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 考え方だけ聞きたいのですが、今まで社会教育施設も含めて、体育施設も含めて必ず使用料というのは出てきました。ここへきて両方とも無料だということになるだろうと思うのですけれども、その辺の考え方が1点と、ゴルフ練習場が無料だという意識は私は毎日のように使っている立場の者としてはいいのです。練習場無料だったら、では自分のボールを持って行って、あそこに行って使って、中へ入って使ってもいいということになりますね。ところが、そんなことやられては困るのです、あそこは。勝手に中へ入って打ったり、遊ばれたら練習できなくなってしまうので、だから必ず1個300円でメダルを購入してやっているのです。それが無料だと言われてもちょっと合点がいかない。それで、その辺の文言整理がきちっとまだこれできていないなということと、ここで形としては町長の許可が要するというふうになっている。だれも町長の許可なんかもらった人いないのです。ゴルフの球を買って、勝手に練習しているのです。この辺も売ること自体が、あの球を買うことが町長に使用申請して、そして許可受けたということに自動的にになったのだと言わせるのだったらその行為自体がゴルフボールを買う行為自体に至らないといかないと思うのですけれども、何か

現実的でないと思うのだけれども、どう整理していただけますか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） ゴルフ練習場の料金の使用料の無料については、あそこは河川敷地でありまして、土現から占有許可を受けて使っておりますので、使用料を取るという許可をとっていませんので、そういった意味で無料という、使用料自体は無料です。ただ、運営するときに先ほど言いましたゴルフボールの球を買っていただいて使用して、それを公社の人たちに集めてもらって使うということで、その球を買っていただくという使い方については、あくまでも使用料の中には基本的には含まさらないという形で、運営上の問題ということで今までも処理してきております。

それから、ふれあいスポーツ広場の部分につきましては、前回料金を体育館を含めて見直した時点でその部分については基本的に料金をかけないという形で決めてございました。ただ、使用料を取らないのが、かけないのいいのかどうかという議論の部分は詳しく私も調べておりませんが、そういう意味では前回かけていない部分については一応そのままにさせていただいたということでありまして、この辺は十分また後でその経過も踏まえて調べながら検討していきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 河川敷の関係では了解いたしましたけれども、今でもそういう開設当初の土現との河川敷借り受け上のことがまだこういった形でやらなければならないということであればこれはもう当然了解できますが、もうそろそろ何十年もたっているのだから整備、そのぐらいのこととしてもいいのかなと思っておりますが、また検討していただければと思います。

ただ、スポーツ広場ですか、これももしかして万が一のことがあるのですけれども、何か営業行為をしようとしてあそこを使うについても、特にグラウンド面というか、広場の面を傷つけないような行為であればこれ貸さざるを得ないですね。そうすると、例えば営業行為であっても無料にせざるを得ないという、逆に考えるとそういうことになるのです。ですから、こんなのに一般的に使うのにお金取れとは言いませんけれども、何かそういった予防措置みたいなのが必要にならないとは限らないかなと思ったのですが、いかがですか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 不備な部分のご指摘でありますので、町長から教育委員会に許可の権限委任されておりますので、許可権限者としてはそういった営業行為をする部分については許可しない方針で今までもおりますので、条例上にはちょっと不備な点がございまして、今後検討する必要性はありますが、そういう意味ではそういう条例上の不備も今後改めるような形で検討していきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑を終結します。

議案第13号 中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例の制定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第17号 中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号 中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第10号 中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第10号 中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 47ページですが、議案第10号 中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

49ページ、廃止の要旨であります。この施設につきましては大きく分けまして多目的集会施設部門と青少年宿泊研修部門、この2つで成り立っております。多目的集会施設

が昭和55年の農業構造改善村落特別対策補助金と過疎債で建てております。この償還が昭和59年で完了いたしております。それから、61年度に寿公園休憩所新築工事、これは市町村振興補助金と過疎債、これも平成元年に償還がすべて終わっております。それから、平成3年に多目的集会施設の内部改修を行っております。これにつきましては、高校の寮として改修を行っております。下の青少年宿泊研修センター部門は平成4年度でこれも高校の寮として使うために改修を行いまして、起債についてはすべて平成10年度繰上償還で終了していると。当時の農業高校の寮の定員が寿の寮で40名、青雲寮で68名という形で使っておりました。この使い方を進めるためにそれぞれ改修を行ってきた状況でありまして、使用の状況であります。平成4年の高校男子寮、平成10年の女子寮建設まで高校生がそこを使っておりました。その後、高校に寮が完備されましたので、ノビコボ交流事業とか大学生のスキー練習の受け入れなどで使用してありまして、平成16年度まで使用してありまして。条例の廃止の理由ですけれども、施設内の給湯ボイラーの配管が腐食しているため使用できない状態になっておりました。今回そうや自然学校も本格的に実施されるため、こういった状況になっているものですから、改修をせず条例を廃止して当面は休止状態として、新たに利用する部分が見つければ条例をつくりながら、その施設としてまた活用も考えていけるのではないかと思いますので、今回は条例があることよって貸さなければならぬという行為が発生してきますので、そういう意味では今回整理する中で廃止をさせていただきたいという内容であります。

48ページですが、中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例。

中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例（平成7年条例第17号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 説明を聞いて納得できます。ただ、これがちょっと悪いところなのだけれども、せっかくつくった施設、ボイラーがだめになったからやめる、何があったからやめるという形では、これはやっぱり町民としてはちょっと納得できないと思うのです。まだ20年たっていないですよ、建ててから。だから、それはかつて使われないとはいえいろいろなところで使った経過がありました。また、教育委員会の職員なんか頑張っていて山梨学院大学とスキーについても年間何十人も、延べでいくと相当な数使ってもらっていました。今考えられている、例えばですけれども、自動車学校の宿泊施設に活用するとか、何かかにかやっぱりこうなったら別なこと考えなければだめだと思うのです。その辺は、せっかく外見から見たらそんなに悪くないし、中だつてそんなに悪くない。た

だ配管等々がきたのはこれは年代的に、そして使わないから余計だめになるのはわかりますから、だけれどもあれをみんなで知恵を出して活用することを考えてほしいと思うのです。実は、私はあれも私が高等学校の寮生ふえてしまって、本当に急遽地域総合整備事業債借りてつくったので、責任は感じながら言っているのですけれども、本当にそれを生かす知恵をやっぱり優秀な職員たくさん皆さんそろっているのだから、それをも含めてお願いして、このこと自体の廃止はやむを得ないと思っておりますから、その辺の姿勢だけ伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 私も非常にもったいないなという感があります。先ほども申し上げましたが、今の条例だと敏音知のそや自然学校と競合するところがありますので、今後どのような形で利用できるのかも含めて検討していくように進めていけるようにしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 今のことに関連してですけれども、これは小さな話なのかなというふうな気もしますが、条例で廃止したよ、そしてそのまま置いておくよ、これは今わかったのですが、実際はやっぱり建物建っている。そしたら、全然手を加えないで手入れしなかったらやっぱり傷んでしまうし、だめになってしまうということからすると、将来何かに利用するというのも今話しされておりますので、やっぱりきちとしたふだんの管理というものも大事だと思うのですが、そこら辺はどう考えていますか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 冬期間の部分でいえば当然除雪等の部分がありますので、あれですが、具体的に振興公社さんのほうであの建物一体的な管理していますので、中の部分でいうと手をかけていませんので、そのままの状態になっていると思いますが、一応振興公社の建物の一体的な形になっているので、手前側のほうは公社の事務所も入っていますし、そういう意味ではいいのですが、奥のほうはまるっきり今の段階ではほとんど手をかけている部分はないような状況ですので、今後も注意して見て、管理には万全を期していきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 社会教育施設関係の条例はこれで最後かなと思ってお聞きしたいのですけれども、これだけたくさんの条例を4月の施行に間に合わせていろいろ見直されたことは大変ご苦労さまだったと思いますし、また本当に中身的にもいいものに見直していただいて、私も一般質問をした者として本当に敬意を表したいと思います。

そこで、せっかくいろんな施設が料金的にも使いやすくなったのですから、これを住民の皆さんにどういう形でお知らせなさるのか。余りこういう条例が変わったりしてもなかなか住民の皆さん全部に浸透しづらいわけですけれども、ぜひ住民の皆さんにお知らせして、もっと今までよりもたくさん活用していただけるように考えていただきたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 関係条例と関係規則等がそれぞれ手続が終わりましたら、3月の旬報で町民にはお知らせをする段取りをとっております。本多議員さんが言うように多くの方に、1回ではなく4月の旬報なり、また何回か続けて出さないとなかなか目に触れないと思いますので、1回ではなく2回、3回と続けてお知らせ版、同じことになりますけれども、お知らせするようにしたいと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第4号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第4号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第4号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

24ページをお開きください。改正の要旨でありますけれども、ただいま中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例の廃止が議決されましたので、その条例

もあわせて今回改正するものであります。

21 ページ、重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める

(9) 削除

第3条及び第4条中「、中頓別町青少年宿泊研修センター」を削る。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第2項の規定により特別多数議決を要します。よって、この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 議長を含め全員起立です。

よって、議案第4号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。本日これまでに議決された議案1号から22号までについてその条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これのご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、条例の字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎議案第46号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第46号 中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第46号 中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第46号 中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページをお開きください。提出理由でありますけれども、当該条例に委任をされている地方公務員法の条文を精査した結果、現行の条文と異なっていることから改正するものであります。

2ページお願いします。中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明といたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号 中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 中頓別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第24、議案第47号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第47号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第47号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

8ページをお開きください。提出の理由でありますけれども、当該条例に引用されている地方公務員法の条文を精査した結果、現行の条文と異なっていることから今回改正するものであります。

6ページ。中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中、「地方公務員法第28条の第1項」を「地方公務員法第28条の5第1項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第47号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号～議案第45号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、議案第37号 平成22年度中頓別町一般会計予算、日程第26、議案第38号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第27、議案第39号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第28、議案第40号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計予算、日程第29、議案第41号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第30、議案第42号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第31、議案第43号 平成22年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第32、議案第44号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第33、議案第45号 平成22年度

中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題となりました議案第37号 平成22年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の提案理由の説明を省略の上、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成22年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、提出者の提案理由の説明を省略の上、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第37号 平成22年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成22年度中頓別町一般会計予算外8会計予算については、今定例会の会期中に審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

予算審査特別委員会を開催のためここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時46分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時47分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員